

保 護 者 の 皆 様

安城市教育委員会

安城市私立高等学校等授業料補助について（ご案内）

安城市では、私立高等学校等に通う生徒の保護者の負担を少しでも軽くするため、授業料の補助を行います。対象となる方については、下記のとおり申請の手続きをお願いします。

1 補助金を受けられる人

この補助金を受けることができるのは、令和7年10月1日現在において、次のいずれにも該当する方です。

（1）安城市に居住する方

（2）私立高等学校等に在籍する生徒の保護者

（3）国の高等学校等就学支援金の認定を受けた生徒の保護者（世帯年収約910万円未満の方）

※ 安城市の奨学金を支給されている生徒の保護者も対象になります。

2 補助金を受けられない方

上記の「1 補助金を受けられる人」に該当していても、次のいずれかに該当する方は、補助金を受けることができません。

（1）高等学校等において授業料の納付を全額免除されている、又は国・県の補助により、納付すべき授業料が生じない生徒の保護者

（2）専攻科または別科に在籍する生徒の保護者

（3）高等学校等に在籍した期間が通算して36月（定時制又は通信制の課程に在籍する場合は48月）を超える生徒の保護者

（4）通信制の課程において通算の履修が74単位を超える生徒の保護者

（5）市税を滞納している者

（6）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（7）国の高校生等臨時支援金の認定を受けた生徒の保護者

3 補助金額 世帯の所得状況により、年額30,000円又は年額12,000円

ただし、実際に納付すべき授業料の額が補助金額に満たないなど一定の場合に該当するときは、補助金額が減額されます。

4 手続の方法

以下の書類を安城市教育委員会総務課にご提出ください。

（1）「安城市私立高等学校等授業料補助金交付申請書」

…申請者は保護者となります（裏面記入例を参照）。

（2）「在籍等証明書」…学校長から証明をいただってください。

（3）保護者名義の口座番号の分かるもの（通帳の写し等）

…申請書の裏面に貼付してください。

5 提出先

〒446-0045

安城市横山町下毛賀知13番地1 安城市教育センター3階 総務課事務室

6 申請期間 令和7年10月1日（水）～10月31日（金）

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く）。

※ 郵送でも受け付けます（10月31日（金）必着）。

7 決定及び補助方法

内容を審査し、交付、不交付を決定のうえ、交付の決定を受けた人には、2月中に指定の口座へ振り込む予定です。

（安城市教育委員会総務課 電話 71-2253 FAX 77-0001）